

2021（令和3）年12月5日

百合ヶ丘ハイツ自治会
会員各位

（地縁団体法人）
百合ヶ丘ハイツ自治会
会長 山口茂樹

臨時総会（書面表決）のご案内

年末のお忙しいところ恐縮ですが、自治会規約の改正に関わる臨時総会（書面表決）を実施します。

本年7月に「自治会員の高齢化に関するアンケート」を行いました。その中で「自治会の組織」の項目で評議員の免除規定についての希望を多くいただきました。その他にも、組織や活動内容の見直しなどにも御意見をいただきました。その要望等に基づき、定例部長会や評議員会を開催し協議して参りました。

その結果、まず今年度は評議員の年齢等による免除規定の改正を実施し、組織や活動内容の見直しは次年度の課題とすることになりました。

よって、別紙「書面表決書」のと通りの自治会規約の改正案を提案します。

（注）規約の改正には、全会員の4分の3以上の賛成の議決を得る必要があります。

可決された場合、2022年度の評議員の選定（2022年2月予定）に導入致します。

会員のご理解とご協力をお願いいたします。

◎ 12月26日（日）までに管理センター下駄箱上の回収箱、または自治会

館玄関横の「百合ヶ丘いきいきクラブ」のポストに投函してください。

◎ 議決結果報告及び意見・質問は1月上旬に書面にて報告致します。

- 書面表決書 -

下記の自治会規約の改正案の賛否を丸で囲み、御意見・御質問がある方は指定の欄にご記入のうえ12月26日(日)までに管理センター下駄箱上の回収箱、または自治会館玄関横の「百合ヶ丘いきいきクラブ」のポストに投函下さい。

自治会規約(改正案)	自治会規約(現規約)
第2章 役員	第2章 役員
第12条(ブロック及び当番)	第12条(ブロック及び当番)
<p>当会の区分を47区分し、それぞれに当番(評議員)を置く。なお会長、副会長、相談役、顧問選出のブロックには追加して当番(評議員)を置くことが出来る。</p> <p>2. 当番(評議員)の選出にあたり次の条件いずれかに当てはまる場合は、当番(評議員)を免除する。但し、世帯主だけでなく世帯を構成する成人全員が条件に当てはまる場合である。</p> <p>(1) 年度当初の4月1日現在で80歳以上である。</p> <p>(2) 介護保険の要支援以上の認定を受けている。</p> <p>(3) 健康上の理由で日常的な活動が困難である。</p>	<p>当会の区分を47区分し、それぞれに当番を置く。なお会長、副会長、部長、相談役、顧問選出のブロックには追加して当番を置くことが出来る。</p>
第6章 規約の変更及び解散	第6章 規約の変更及び解散
第32条(規約の変更)	第32条(規約の変更)
{ 現行の規約のままです。参考です。}	この規約は、総会において全会員の4分の3以上の議決を得、かつ、横浜市港南区長の認可を受けなければ変更することは出来ない。

----- 切り取り線 -----

上記改正案に **賛成** **反対** **会長委任** **(○で囲む)**

建屋/号棟/室 _____

お名前 _____

ご意見欄・質問 記入欄